

## 法制審議会・民法（債権関係）部会の検討（抗弁の接続）に関する提言

平成 24 年 8 月 22 日  
(社) リース事業協会

### (提言内容)

第 54 回民法（債権関係）部会において「抗弁の接続」に関する考え方として、甲－1 案、甲－2 案、乙案が提案されたが、次の理由により、乙案（規定を設けない）がもっとも適切な考え方である。

#### 〈参考：部会提案〉

抗弁の接続に関する規定を設けるかどうかについては、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲－1 案】 消費者が、物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約（以下「供給契約」という。）を締結する際に、供給契約の相手方である事業者とは異なる事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した場合において、①供給契約と金銭消費貸借契約との間に一体性〔密接な関連性〕が認められ、かつ、②供給者と貸主との間に両契約を一体のものとして締結する旨の合意があったときは、借主は供給者に対して主張することのできる事由をもって貸主に対抗することができる旨の規定を設けるものとする。

【甲－2 案】 与信の態様が消費貸借かどうか、与信を受けた者が消費者かどうかにかかわらず、供給契約の相手方である事業者とは異なる事業者との間で与信に係る契約が締結された場合において、①供給契約と与信に係る契約との間に一体性〔密接な関連性〕が認められ、かつ、②供給者と与信をした者との間に一体性〔密接な関係〕が認められるときは、与信を受けた者は供給者に対して主張することのできる事由をもって与信をした者に対抗することができる旨の規定を設けるものとする。

【乙案】 規定を設けないものとする。

#### 【理由】

- ①甲－1、甲－2 案に共通するが、企業は様々な業種間で様々な種類・深度の提携を行うことにより、物品販売、役務提供、与信供与等の事業の拡大・伸長を図り、それがひいては消費者を含む顧客の利益の拡大、利便性の向上につながってきた。企業間の提携の多くが各々独立対等の立場で行われるにもかかわらず、一体性〔密接な関連性又は密接な関係〕などというあいまいな概念で、提携先の責任まで負わせることは、提携自体を躊躇させるおそれがあり、健全な経済活動を阻害するものであり容認できない。特に、小体の企業は、取り扱う物品や役務が有用なものであっても、これらの規制が与信提供者を委縮させることにより、事業に重大な影響を被る恐れがある。
- ②異なる契約当事者間で締結された契約上の権利義務関係を当事者間の契約とは別に民法により規定することは、健全な経済活動を阻害することが強く懸念される。抗弁権の接続は、割賦販売法において創設的な規定として手当てされた経緯を考えれば、一般法である民法に規定すべきではない。
- ③甲－2 案については、以下の④に記載のとおり要件が不明確である一方、ユーザー（借主）がサプライヤー（供給者）との間に生じている事由をもってリース会社（貸主）に対抗できるという効果が生じる。このようなことが認められれば、リース会社（貸主）の関与のないところでユーザー（借主）とサプライヤー（供給者）の間で合意した内容を大前提として成立するリース取引のほとんどについて、その成立後もリース会社（貸主）は影響を受ける可能性があるなど、各当事者間の法律関係が極めて不安定となり、公正なリース取引の発展を著しく阻害する要因となる。
- ④甲－2 案で示されている要件について、一般法である民法を想定したものであるとしてもすべてが不明確である。一方、要件を詳細にすることにより一般法である民法の規定として適切かどうか大きな疑問が生じる。

- ・「与信に係る契約」としているが、事業者間では様々な与信に係る契約が締結される場合があり、対象となる契約が極めて不明確である。
  - ・「供給契約と与信に係る契約との間に一体性 [密接な関連性]」としているが、何をもって一体性（密接な関連性）があるか不明である。法的安定性を欠くばかりでなく、拡大解釈・類推解釈により、著しく不当な効果が生じることを強く懸念する。
  - ・「供給者と与信をした者との間に一体性 [密接な関係]」としているが、何をもって一体性（密接な関係）があるか不明である。事業者間取引では通常様々な取引関係があることから、法的安定性を欠くばかりでなく、拡大解釈・類推解釈により、著しく不当な効果が生じることを強く懸念する。
- ⑤特定の取引を挙げて抗弁の接続の規定の必要性が議論されているが、小口リース取引に関しては協会の自主的な取り組みにより苦情が大きく減少しており、事実関係を認識した上で議論がされるべきである。

以上